

高血圧、脂質異常症、糖尿病にて 通院中の患者さまへ

令和6年6月1日の診療報酬改定により、
特定疾患療養管理料の対象から『高血圧』
『脂質異常症』『糖尿病』が除外されること
になります。

厚生労働省の指示により、『高血圧』『脂質異常症』『糖尿病』にて通院されている患者さまには、新たに『生活習慣病管理料』を算定し、『療養計画書』を基に指導管理を行うことが必須となりました。

定期受診の際、医師より『療養計画書』について説明・同意等を取らせていただきます。

(1~4カ月に1回)

窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。

ご理解ご協力の程、何卒よろしくお願い
いたします。

令和6年6月1日 高木病院